

キトラ古墳の墳丘整備について

○特別史跡キトラ古墳の整備計画について

キトラ古墳は東から西に延びる尾根の南斜面に立地しており、尾根の稜線から斜面裾まで墳丘を中心とした約4,381㎡が平成12年（2000）に特別史跡に指定されている。石室内の壁画の保存に配慮し、石室内で実施する応急措置や各種調査を実施する際に、石室内の環境に大きな変化を生じないようにするため、平成15年（2003）に空調設備をもつ仮設保護覆屋を設置し、平成16年（2004）に壁画の取り外しを始め、平成22年（2010）にすべての壁画の取り外しを完了した。史跡整備については、文化庁の「古墳壁画保存活用検討会」で検討を重ね、平成23年度に基本設計、24年度に実施設計を行った。平成25年には石室を閉鎖、墓道の一部を版築で埋め戻し、平成26年には仮設保護覆屋を撤去した。平成26年度からは墳丘の整備を進め、28年度には周辺の国営公園と同時に供用を開始する予定。

○基本的な考え方

- ① キトラ古墳の石室や墳丘などの遺構の保存を確実にする。
- ② 遺跡の現場とともに、体験学習館の活用などを通じて、キトラ古墳の価値を顕在化させる。
- ③ 国営飛鳥歴史公園キトラ古墳地区の整備と十分な調整を図り、総合的な計画に基づき実施する。

墳丘の整備では、これまでの発掘成果を反映するとともに、これ以上は発掘を行わずに保存し、復元ではなく復旧を基本とすることにした。具体的には二段築成の円墳であること、墳丘北面の斜面を削り込んで墳丘を造成していることを表現することとした。墳丘の南側から西側は道路によって掘削されているため、安全に配慮した補強盛土により旧地形の復旧を図る。石室は閉鎖し、石室と墳丘の保存を確実にするため排水に考慮した盛土を行い、日射等による石室内環境への影響を軽減するようコグマササにより墳丘表面を被覆する。

墳丘の北側から東側は戦後になってスギを主体とした植林がなされており、墳丘や周辺環境にはそぐわないことからクヌギやコナラを中心とした雑木林とする。

園路は復旧した丘陵地形を迂回しながら墳丘下側を通り、谷部に設けられる公園の古墳鑑賞広場へと導きます。墳丘西側の園路沿いに壁画の乾拓可能なプレートを設置し、墳丘正面部分では見学用広場を設け、古墳の説明板や周辺地形を含む地形模型、標柱を設置する。

